

## 東京都育英資金＜予約募集＞

### 申込みのしおり

令和4年度版

東京都育英資金は、勉学意欲のある生徒本人に、修学に必要な学資の一部をお貸しする奨学金制度です。（保護者に貸与するものではありません。）

奨学金を借り受けた生徒本人が、将来は返還しなければなりません。

この予約募集は、来年4月に高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む）又は専修学校高等課程へ進学を希望する方の中から、奨学生の候補者として、選考のうえあらかじめ登録するものです。

東京都育英資金＜予約募集＞のパンフレット及びこの「申込みのしおり」をよくお読みいただき、東京都育英資金貸付制度の内容をご理解のうえ、お申し込みください。

#### 1 申込みの対象となる方

**(1)～(7) のすべてに該当し、中学校の校長が推薦する生徒です。**（要件が一つでも欠けている場合は、申し込むことができません。）

- (1) 申込者（生徒本人）が、中学校（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中學部を含む。）の第3学年に在学していること。
- (2) 高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）又は専修学校高等課程へ進学を希望していること。**（高等専門学校は対象となりません。）**
- (3) 申込者と保護者（申込者の税法上の扶養者）が、都内に住所があること。
- (4) 申込者に勉学意欲がありながら、経済的理由により修学が困難であること。
- (5) 申込者が、同種の貸付金（給付型のものや入学資金の貸付金を除く）を**他から借り受けないこと**。（区市町村の奨学金など他の貸付金との併用はできません。）
- (6) **連帯保証人2名（申込時に1名、貸付終了時に1名）を立てることができるこ**と。
- (7) 日本国籍がない場合は、**在留資格が「特別永住者」「永住者」「日本人の配偶者等」「永住者の配偶者等」「定住者」のいずれかであること。**

#### 2 借りられる金額・期間

- (1) 貸付月額（令和4年度の例）

区分	国公立	私立
高等学校・ 専修学校高等課程	18,000円	35,000円

※ やむを得ない理由により自宅外から通学する生徒については、貸付月額を5,000円増額することができます。

- (2) 貸付期間

令和5年4月から正規の修業年限。（辞退、退学等があった場合は、その月まで。）

### 3 連帯保証人

申込時に1名（第一連帯保証人）、貸付終了時に1名（第二連帯保証人）が必要です。

申込時 第一連帯保証人 (父母等)	<p>① 父、母又は後見人であること。 ② この奨学金の貸付けに伴う債務を保証する能力があること。 ③ 日本国籍がない場合は、在留資格が「特別永住者」「永住者」「日本人の配偶者等」「永住者の配偶者等」「定住者」のいずれかであること。</p>
貸付終了時 第二連帯保証人 (別生計)  ※第二連帯保証人が立てられない場合は、お貸しした奨学金を即時に一括返還していただきます。	<p>① 父、母又は後見人でないこと。 ② 職業を有し（借用証書提出時に限る。）、独立の生計を営んでいること。 ③ 奨学生又は第一連帯保証人と生計を同一にする方ではないこと。 ④ 奨学金の返還について保証する能力があること。 ⑤ 未成年者でないこと。（職業を有していても、連帯保証人となることはできません。） ⑥ 奨学金の貸付けを終了した日において満65歳以下であること。（第二連帯保証人は下表の年齢要件を満たしていなければなりません。） ⑦ 日本国籍がない場合は、在留資格が「特別永住者」「永住者」「日本人の配偶者等」「永住者の配偶者等」「定住者」のいずれかであること。</p>

#### （連帯保証人と保証人の違い）

連帯保証人は、保証人よりも重い責任を課せられています。連帯保証人には、保証人に認められている、催告の抗弁権（本人に先に請求せよと主張する権利）・検索の抗弁権（本人の資産を先に差し押さえよと主張する権利）・分別の権利（債務の負担につき保証人の人数での分割を主張する権利）が認められていません。

貸付期間	第二連帯保証人の年齢要件（生年月日）
2年で貸付けが終了する場合	昭和34年4月2日以降の生まれ
3年で貸付けが終了する場合	昭和35年4月2日以降の生まれ
4年で貸付けが終了する場合	昭和36年4月2日以降の生まれ

### 4 年収・所得の上限額

令和3年度の例（令和4年度の上限額は変更になる場合があります。）

3人世帯の目安		4人世帯の目安		5人世帯の目安	
給与収入	他の年収	給与収入	他の年収	給与収入	他の年収
735万円	292万円	790万円	330万円	831万円	359万円

※ **給与収入**：給与収入世帯の上限額で、年間総収入（税込）金額（課税証明書の「給与収入」）です。

※ **他の所得**：給与収入以外の世帯の上限額で、収入金額（税込）から必要経費等を引いた金額（課税証明書の所得金額（給与・雑（年金）以外））です。

※ 個々の上限額は、世帯の家族構成等の事情により増減します。

## 5 申込みに必要な書類

在学している中学校から書類を受け取り、**学校が定める締切日までに次の（1）①～③、（2）①～③の書類を学校へ提出してください。**必要な書類が揃っていない場合は、書類不備となり選考できませんのでご注意ください。

（1）学校から受け取る書類（不足しているものは学校に請求してください。）

- ① 東京都育英資金貸付予約申込書
- ② 住民票添付用紙
- ③ 所得証明書等添付用紙
- ④ 「東京都育英資金＜予約募集＞」パンフレット
- ⑤ 「東京都育英資金＜予約募集＞」申込みのしおり（この冊子です）

（2）別に用意する書類

- ① 住民票 ⇨ 詳しくは6ページ
- ② 所得及び扶養状況等に関する証明書 ⇨ 詳しくは7ページ
- ③ 特別の事由を証明する書類（※該当する方のみ） ⇨ 詳しくは7ページ

## 6 奨学生の決定に至るまで

（1）採用の内定

申込者は、審査・選考を経て、奨学生採用候補者として登録（採用内定）されます。内定の通知は、令和4年12月上旬頃に学校を通じて行う予定です。

（2）採用の決定

奨学生採用候補者本人と中学校から進学先の報告を受け、更に進学先の学校での在学確認後、正式に採用（貸付決定）となります。**ただし、進学先が1ページの【申込みの対象となる方】（2）にある学校に該当しない場合や、本人が都外に転出した場合などは、採用候補者であっても不採用となります。**

貸付決定通知は、令和5年4月下旬頃に進学先の学校を通じて行う予定です。

## 7 奨学金の貸付け

奨学金の貸付けは、生徒本人名義の金融機関口座へ振り込みます。  
初回の振込時期は、令和5年5月の予定です。

## 8 返還について

**奨学金の貸付けが終了すると、返還の義務が生じます。返還金は奨学金を必要とする後輩のみなさんのために、直ちに活用される重要なものです。**

- （1）奨学金の貸付終了時に、「借用証書」を提出していただきます。
- （2）「借用証書」提出時に、申込時の第一連帯保証人（父母等）とは別に第二連帯保証人（別生計）が必要となります。
- （3）貸付終了後、6か月の据置期間経過後に返還が始まります。
- （4）返還方法は、口座振替の方法により、年賦（年1回払い）又は半年賦（年2回払い）で返還していただきます。返還金を延滞したときは、年5%の割合で計算した違約金が加算されます。
- （5）大学等に進学した時や、傷病などで一時的に返還が困難になったときは、本人からの申し出により返還を猶予（返還期間を延長）できる場合があります。  
**※ 大学進学等により自動的に返還が猶予されるものではありません。**
- （6）本人が死亡、又は心身障害により将来にわたって働くことができなくなった時は、申し出により免除できる場合があります。
- （7）教育、研究、その他特定の職業に従事したことを理由とする返還免除の制度はありません。

## 9 予約申込書の記入方法と添付書類

### 予 約 申 込 書

- (1) 黒又は青のペンかボールペンを使用し、文字は楷書で記入してください。  
**(注)** 摩擦熱等により、インクが消えるペンの使用不可。
- (2) 記入例(9、10ページ)を参考に、太線枠内を記入してください。
- (3) **スタンプ印を使用しないでください。**  
また、申込者と連帯保証人の印鑑は、別の印鑑を使用してください。
- (4) 訂正方法  
・「申込者本人氏名」欄及び「第一連帯保証人氏名」欄を訂正する場合は、**二重線を引き、その上に訂正印を押印してください。**  
・上記以外の欄を訂正する場合は、二重線で訂正してください。(訂正印は必要ありません。) ※修正液や修正テープは使用しないでください。
- (5) 「東京都育英資金貸付予約申込書」は、学校に提出する際にコピーを取り、保管してください。

#### 【申込書（表面）】

- (1) **年月日**：申込書記入日を記入してください。
- (2) **学校名**：○○区立△△中学校、私立△△中学校と記入してください。
- (3) **申込者本人氏名**：必ず生徒本人が自署・押印してください。(スタンプ印の使用不可。) また、申込者と連帯保証人の印鑑は、別の印鑑を使用してください。
- (4) **第一連帯保証人氏名**：必ず連帯保証人（父母等）が自署・押印してください。  
(スタンプ印の使用不可。) また、申込者と連帯保証人の印鑑は、別の印鑑を使用してください。
- (5) 家族構成は、以下の要領で記入してください。

- ① **ア 就学者を除く家族**：父母及び該当する方をすべて記入してください。
- 番号**：申込者を扶養している方の番号を○で囲んでください。
- 続柄**：本人との関係（父、母、兄、祖母等）を記入してください。
- 年齢**：申込日現在の年齢を記入してください。
- 職業**：職業の「有・無」で該当するものを○で囲んでください。  
職業「有」とは、収入があり税法上保護者の扶養から外れている方です。  
(例) 正規社員、派遣労働者、パート、アルバイト等
- 障害者**：該当する場合は○を記入してください。

➢提出書類（コピー可）

身体障害者手帳  
精神障害者保健福祉手帳  
療育手帳

いずれか一つ  
ただし、住民税課税証明書  
に「障害者」の表示がある  
場合は、必要ありません。

**長期療養**：該当する場合は○を記入してください。

➢提出書類 ➔詳しくは6ページ

**収入又は所得額の年額**：世帯の中で収入のある方は、5ページの表の  
とおりすべて記入してください。（「¥」「,」は  
記入不要。）

➢提出書類 ➔詳しくは7ページ

■令和3年1月2日から現在まで、収入状況に変更がない方が記入する金額

証明書の種類	記入する金額	
	(1) 給与・年金収入	(2) 事業・他の所得
令和4年度 住民税課税（非課税） 証明書	「給与総収入額」、「給与収入額」 「給与支払額」、「公的年金収入」 「公的年金支払金額」等  ※所得金額ではありません。 ※給与収入は、税引き前の総収入額 (源泉徴収票の「支払金額」) ※市区町村により表示が異なります。	「営業所得」、「不動産所得」等  ※収入金額から必要経費を引いた金額(確定申告書の「所得金額(税込)」) ※マイナスは0円としてください。 ※給与・年金収入がある場合は、該当する所得金額を引いてください。
生活保護受給証明書	記入しない	記入しない

■令和3年1月2日以降、転職・就職等した方が記入する金額

転職・就職等の区分		証明書の種類	記入する金額
転職 ・ 就職	正社員：賞与なし パート・アルバイト等	最新の給与明細書(コピー)	総支給額※×12
	正社員：賞与あり	※1か月間フルで出勤した月の分で、氏名・ 社名が入ったものにしてください。	総支給額※×16
退職・無職（失業中）		(1)「雇用保険受給資格者証(コピー)」 又は「離職証明書」「退職証明書」等 (2)「各種健康保険証(コピー)」  ※被保険者記号・番号は黒塗りなどして見え ないようにしてください。	0円

※総支給額は、最新の給与明細書の「支払金額」から「交通費」等の非課税分を除いた額

② **[イ] 就学者**：昼間・夜間を問わず、就学している方をすべて記入してください。

設置者	}
学校区分	
通学別	

該当する箇所を○で囲み、学校区分の番号を記入して下さい。(未記入の場合、審査上の控除対象として考慮しません。)

**[給与収入・事業所得の年額]**：収入・所得のある方は給与収入・事業所得を○で囲み、それぞれ金額を記入してください。

(6) **[家族数]**：家族構成欄に記入した人数を記入してください。

(7) **[生活保護]**：該当する場合は「該当」に○で囲むとともに、「所得を証明する書類」(7ページ)として**生活保護受給証明書**を添付してください。

(8) **[特別控除額]**：事由に該当する場合は控除額を記入してください。

① **[ア「主たる生計維持者が別居している世帯」]**：

扶養者が雇用されており、雇用主の都合により一時的に都外に住所を有している場合、いわゆる単身赴任に該当する場合は、その事由を証明する書類(辞令等のコピー)を提出してください。

別居のために特別に支出している金額(住居費、光熱水費、家具・家事用品の実費に限る。別居している家族への送金は含みません。)を記入してください。なお、金額の証明は必要ありません。

(注) 別居している主たる生計維持者は、「給与・年金収入」欄に「主たる生計維持者の収入のすべて」を記入し、「控除額」欄には、「別居のため特別に支出している、上記の金額のみ」を記入してください。

② イ「長期に療養を必要とする方のいる世帯」：

「長期に療養を必要とする方」は、申込時現在において6か月以上にわたる長期療養中の方又は療養を必要と認められる方とします。

医師の診断書(コピー可)及び記入した金額の証明となる医療費の領収書(コピー可)を提出してください。

③ ウ「火災・風水害又は盗難などの被害を受けた世帯」：

申込みの前年から申込時までに被害を受けたため、将来支出が増大又は収入が減少するなど、長期(2年以上。以下同じ)にわたり著しく困窮状態に置かれる場合と認められます。

この場合は、警察、消防、その他官公署が発行する災害、盗難等の証明書(コピー可)を添付してください。

控除額は原則として次のとおりですが、保険・損害賠償等により補てんされた場合は控除額から除きます。

- 日常生活を営むために必要な資材に被害を受けた場合は、最低限度の衣料・家具の購入費、修理費等。
- 生産手段(田・畠・店舗等)に被害を受けた場合は、長期にわたって収入減が予想される年間金額。

(注) 単に被害額や復旧費をそのまま控除額とするのではありません。なお、所得税の雑損控除を受ける場合は、その額を控除額として差し支えありません。

**【申込書(裏面)】**

(9) **進学希望先**：

来年進学を希望する学校を〇で囲んでください。どちらも希望する場合は、順位(学校の種類の前に①、②を記入)を付けてください。学校名を記入する必要はありません。

(10) **奨学金貸付の希望理由**：

進学を希望する理由、勉学に対する意欲など将来の展望を交えて、**生徒本人が必ず4行以上記入**してください(鉛筆・摩擦熱等により、インクが消えるペンの使用不可)。

**住民票 ※原本(コピー不可)**

(1) **住民票**

- **世帯全員・続柄**の記載があり、発行日から3か月以内のもの
- **個人番号(マイナンバー)**の記載がないもの(個人番号の記載のある場合は、黒塗りするなどして番号が見えないようにしてください)
- **外国籍の方は、在留資格及び在留期間**の記載があるもの

(2) 上記の住民票とあわせて提出が必要となる追加書類

① 申込者と扶養者が別世帯を構成している場合 ⇄ 扶養者の住民票

② 上記の住民票に記載されている方以外に被扶養者がいる場合

⇨ その方の住民票〔例：別居の大学生の兄弟 等〕

※ただし、運転免許証の両面コピー、健康保険証の両面コピー等、「氏名」「住所」「生年月日」がわかる書類があれば住民票に代えることができます。健康保険証のコピーを提出する場合は、被保険者記号・番号は黒塗りするなどして見えないようにしてください。

③ 扶養者が雇用されており、雇用主の都合により一時的に都外に住所を移している場合(いわゆる単身赴任)

⇨ 「その事由を証明する書類」〔例：会社の辞令(コピー)等〕

※この場合は、1ページの「1 申込みの対象となる方」(3)にある住所要件の特例として認められます。

**所得及び扶養状況等に関する証明書** **※コピー可**

**(1) 提出する書類**

**① 令和4年度住民税課税(非課税)証明書**

《注意》令和4年度住民税額決定通知書ではありません。

証明書類	発行場所
<b>令和4年度住民税課税(非課税)証明書</b> (「扶養人数」及び「収入額」の記載があるもの)  ※父・母両方の証明書が必要 (ひとり親の場合は扶養者1名分)  ※父・母以外の方が生徒を扶養している場合は、父・母の証明書 のほかに、その方(と、その方の配偶者)の証明書が必要	令和4年1月1日現在 の住所地の区市町村役場
<b>生活保護世帯は「生活保護受給証明書」</b> (世帯全員の氏名が記載されているもの)  ※住民税非課税証明書の提出は不要  ※必ず福祉事務所のケースワーカーに相談	福祉事務所等

《注意!》住民税課税(非課税)証明書を区市町村に申請する際、特に申し出がないと給与・年金等の「収入額」を記載しない場合があります。給与・年金等の所得については審査上「収入額」の確認が必要ですので、必ず「収入額の記載」があるものを請求してください。

**② 追加書類** 下記に該当する方は、それぞれ該当する区分の証明書類を①とあわせて提出してください。

区分	証明書類	発行場所
令和3年1月2日以降に就職、転職した方 (パート・アルバイト等を含む)	最新の給与支払明細書 (氏名・社名・1か月分の明細が記載されているもの)	勤務先
現在、失業中の方 AとB、2種類の証明書が必要	A 雇用保険受給資格者証	所管の公共職業安定所
	又は、退職証明書	以前の勤務先
	B 各種健康保険証	区市町村役場 年金事務所等
上記①の証明書で扶養の確認ができない場合 いずれか1つの証明書が必要	「ひとり親家庭の医療証」「児童扶養手当受給証明書」「児童育成手当受給証明書」	区市町村役場

正確な収入・所得金額、扶養家族人員等が確認できない場合は、後日「各種健康保険証(コピー)」等を追加で提出していただくことがあります。

健康保険証のコピーを提出する場合は、被保険者記号・番号は黒塗りするなどして、見えないようにしてください。

**その他の証明書類**

下記に該当する特別の事由がある方のみ、証明書類を提出してください。

- 家族に障害のある方がいる場合 ゆ詳しくは4ページ
- 主たる生計維持者が別居している場合 ゆ詳しくは5ページ
- 長期に療養を必要とする方のいる世帯に該当する場合 ゆ詳しくは6ページ
- 火災・風水害又は盗難などの被害を受けた世帯の方 ゆ詳しくは6ページ

## 《公益財団法人東京都私学財団が取得した個人情報の利用及び保護について》

私学財団は、個人情報保護に関する法令、規定を遵守するとともに、取得した個人情報は、適切な保護措置を講じ、厳重に管理していきます。

なお、奨学金事務をお願いしている学校においても、関係法令及び文部科学省告示「学校における生徒等に関する個人情報の適正な取扱いを確保するために事業者が講ずべき措置に関する指針」等に基づき、必要な措置を講じることとされています。

### (1) 取得する個人情報の利用目的

生徒及び保護者から学校を通じ、申込書・届出書又は住民票、所得に関する証明書その他の添付書類により取得した個人情報は、東京都育英資金の貸付・返還事務においてのみ利用します。

### (2) 個人情報の第三者への提供

私学財団は、生徒、保護者の承諾なしに、登録した個人データを第三者に提供することはありません。ただし(1)の目的の範囲内で、学校及び金融機関に必要に応じて提供します。また、以下のような場合には、必要な範囲で個人データを提供することがあります。

- ・ 法令に基づく適正な提供要求があった場合
- ・ 国の機関や地方公共団体が法令に定める事務を遂行する際に協力する必要がある場合で、本人の同意を得ることによりその事務遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき（例：国や東京都から、奨学金の補助金交付に係る事実関係の調査として奨学生の個人情報を含む情報の提供を求められる場合など）

### (3) 業務委託

私学財団は、個人情報の保護措置において信頼に値すると判断した外部の事業者に、個人データの入力処理や配達業務等を委託することができます。この場合、私学財団は、委託先に対し必要かつ適切な監督を行います。

### (4) 個人情報の開示・訂正・利用停止等

私学財団が保有する個人データについて開示を求め、そのデータに誤りがある場合に訂正・削除を求め、又は利用目的を超えた利用・第三者提供がある場合に利用・提供の停止を求めることができます。この場合、本人又は親権者等法定代理人であることが確認できたときに限り、合理的な範囲で速やかに対応します。

### (5) 利用目的達成後の関係書類の廃棄

個人情報取得に利用した申込書等関係書類は、貸付け又は返還終了後、一定期間保存した後、私学財団の責任において廃棄します。ただし、返還終了後の借用証書は、借受者から希望があれば返却します。

### (6) 個人情報についての窓口

個人情報の取扱いに関する相談受付は、私学財団総務部企画課が窓口になります。  
(電話 03- 5206-7921)

# 東京都育英資金貸付予約申込書

公益財団法人東京都私学財団理事長 殿

令和4年7月1日

私は、公益財団法人東京都私学財団育英資金貸付事業規程及び育英資金貸付事業要綱に定める規定並びに申込みの条件を確  
のうえ申し込みます。なお、正式に採用された後は、獎学生としての本分を尽くすことはもとより、以下に記載されたことについて同  
私たち申込者及び連帯保証人両名が連帯して責任を負うことを誓約します。

- ・進学した学校種別に応じた貸付月額を~~仕開始年日から卒業(予定)年日まで掛けて~~、返還を開始すること
- ・貸付終了後1か月以内に、第二連帯保証人が立てる旨の印鑑を記入して返却すること
- ・第二連帯保証人が立てられない、また、連帯保証人の1人に対する履行請求並~~印鑑~~、申込者本人及びその他の連帯保証人にも効力を生じること
- ・東京都育英資金制度並びに貴財団育英資金貸付事業規程等に関する訴訟の必要が生じたときは、貴財団の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とすること

- **自署** **自書** と記載のあるところは、必ずご本人が記入してください。  
 ● 押印は、申込者・父・母それぞれ別の印にしてください。スタンプ印は不可です。

整理番号										
学校番号										
獎学生番号										

学校名	新宿区立 飯田橋	中学校 中等部	第3学年
申込者	フリガナ サイタ・ン サクラ 押印 郵便番号 〒 162-0823 <b>自署</b> 申込者本人氏名 生徒が記入・押印 財団 桜 生年月日 H 19年5月1日 (性別: 女)	住 所	東京都 新宿区神楽河岸1-1 セントラルプラザ1101 自宅電話番号 03-5206-7929 携帯電話番号 090-1111-7929
連帯保証人	フリガナ サイタ・ン イチロウ 押印 郵便番号 <b>自署</b> 第一連帯保証人氏名 (原則として申込者を扶養する父又は母) 連帯保証人が記入・押印 財団 一郎 生年月日 S-H 48年11月3日 (本人との続柄: 父)	住 所	東京都 新宿区神楽河岸1-1 セントラルプラザ1101 自宅電話番号 03-5206-7929 携帯電話番号 090-3333-4444

※は、該当するところに○を付けてください。

家族構成 ～申込者を扶養している方の番号を○で囲む。～	ア	番号	統柄	氏 名	年齢	※職業	※障害者	※長期療養	収入又は所得金額の年額														
									(1)給与・年金収入					(2)事業・他の所得									
就学者を除く家族	1	父	財團 一郎	46	有 無				百 1	千 2	百 0	千 0	百 0	千 0	円	百 7	千 2	百 9	千 1	百 3	千 0	円	
	2	母	財團 花子	44	有 無				4	5	8	8	2	7	6	円							
	3				有 無											円							
	4				有 無											円							
	5				有 無											円							
イ	就学者	番号	統柄	氏 名	年齢	※障害者	※長期療養	※設置者	※学校区分					※通学別	※給与収入・事業所得の年額								
就学者	1	本人	財團 桜	15				1国公立	8	左のマスに、下の学校区分で該当する番号を記入してください。 1 高等学校 2 高等専門学校 3 大学 4 短大 5 大学院 6 専修学校(高等課程) 7 専修学校(専門課程) 8 中学校 9 小学校					1自宅	百	千	百	千	百	千	円	
	2	弟	財團 二郎	13				2私立	8												円		
	3							1国公立													円		
	4							2私立													円		
	5							1国公立													円		
家族数				4	人	(注)家族数は、家族構成欄の人数と一致させてください。																	
生活保護				該 当	※生活保護法による生活保護を受けている世帯の方は、左欄に○印をしてください。申込み前に必ず福祉事務所のケースワーカーに相談してください。																		

※ 該当する事由がある場合は○印をしてください。	控除額		
ア 主たる生計維持者が別居している世帯 (別居による、住居・光熱・水道・家具・家事用品の実費)	(71万円限度)	万円	万円
イ 長期に療養を必要とする方のいる世帯 (6か月以上療養中の方、療養を必要とする方)	(200万円限度)	万円	万円
ウ 火災・風水害又は盗難などの被害を受けた世帯 (前年から申込時までに被害を受け、今後2年以上の支出増・収入減の年間金額)		万円	万円

[裏面にも記入欄があります。]

進学希望先 (希望する学校を○でかこむ。)	高等学校・専修学校(高等課程)
奨学金貸付けの希望理由	<p><b>自書</b> 申込者が、進学を希望する理由(勉学に対する意欲)、将来の展望を交えて4行以上記入してください。</p> <p>○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○</p> <p style="text-align: center;">生徒が記入</p> <p>進学先の学校で勉強する理由、勉学に対する意欲など将来の展望を交えて、4行以上記入してください。</p> <p>● 黒のペンかボールペンで記入 ● 消せるボールペン、鉛筆不可</p> <p>○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○</p>

学校記入欄	
推薦所見	(学校で記入します)

この申込者は、勉学意欲を有し、学業を確実に修了する見込みがあるため、東京都育英資金奨学生として適当と認め、推薦します。

年 月 日

公益財団法人東京都私学財団理事長 殿

所 在 地

学 校 名 (学校で記入します)

校 長 名 印

事務担当者名	(学校で記入します)	電話番号	—	—
--------	------------	------	---	---

※個人情報の取扱いについて

ご記入いただいた個人情報及び提出書類については、奨学金の貸付け及び返還においてのみ使用し、取得目的を超えた利用及び第三者への提供はいたしません。また、保管する個人情報は、関係法令等に基づき厳重に管理します。

# 公益財団法人東京都私学財団 育英資金貸付事業規程

[平成 23 年 4 月 1 日制定]  
[平成 30 年 9 月 25 日一部改正]

## 第 1 章 総 則

### (目的)

第 1 条 この規程は、公益財団法人東京都私学財団（以下「財団」という。）が定款第 4 条第 1 項の規定に基づき、教育を受ける機会の拡充に寄与し、もって社会に貢献し得る人材の育成に資することを目的とし、東京都の区域内（以下「都内」という。）に住所を有し、高等学校、高等専門学校又は専修学校に在学する者のうち、勉学意欲がありながら、経済的事由により修学困難な者に対し、修学上必要な学資金の一部（以下「奨学生」という。）を貸し付ける事業（以下「東京都育英資金貸付事業」という。）を行うため、必要な事項を定める。

### (定義)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるとところによる。

- (1) 高等学校 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号。以下「法」という。）第 1 条に定める高等学校（中等教育学校の後期課程並びに特別支援学校の高等部を含む。）をいう。
- (2) 高等専門学校 法第 1 条に定める高等専門学校をいう。
- (3) 専修学校 法第 124 条に基づき設置された専修学校の高等課程及び専門課程をいう。
- (4) 学校等 高等学校、高等専門学校及び専修学校をいう。
- (5) 校長 学校等の長をいう。
- (6) 奨学生 この規程による奨学生の貸付けを受ける者をいう。

## 第 2 章 申込

### (奨学生の借受け資格)

第 3 条 奨学生の貸付けを受けることができる者は、次に掲げる要件を備えていなければならない。

- (1) 貸付けを開始する月（貸付けの対象となる期間の最初の月をいう。以下同じ。）の初日に、都内に住所を有すること。
- (2) 貸付けを受ける者を所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）第 2 条第 1 項第 33 号に規定する同一生計配偶者若しくは同項第 34 号に規定する扶養親族とする者又はこれらに準ずる者として理事長が定めるものが、貸付けを開始する月の初日に、都内に住所を有すること。
- (3) 同種の資金を他から借受けていないこと。
- (4) 第 2 条第 1 号から第 3 号までに掲げる学校に在学していること。ただし、高等専門学校及び専修学校の専門課程については、当該学校が都内に所在するものに限る。
- (5) 勉学意欲がありながら、経済的事由により修学が困難であること。
- (6) 次の表の左欄に掲げる者であって、同表右欄に掲げる学校に在学しているものでないこと。

専修学校の専門課程又は大学（短期大学を含む。）に在学し、東京都育英資金の貸付けを受けていたことがある者	専修学校の専門課程
高等学校、高等専門学校又は専修学校の高等課程に在学し、東京都育英資金の貸付けを受けていたことがある者	高等学校、高等専門学校又は専修学校の高等課程

- (7) 大学院に在学したことがないこと。

- (8) 第17条第2項に定める返還期間(ただし書を除く。)の末日に満65歳を超えないこと。
- 2 前項各号に定めるもののほか、日本国籍を有しない者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。
- (1) 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成3年法律第71号)第3条に規定する法定特別永住者
  - (2) 出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号。以下この条において「令」という。)別表第2に規定する永住者
  - (3) 令別表第2に規定する日本人の配偶者等
  - (4) 令別表第2に規定する永住者の配偶者等
  - (5) 令別表第2に規定する定住者
- 3 第1項第1号及び第2号の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、その規定を適用しないことができる。
- (1) 貸付けを開始する月の初日に、貸付けを受ける者で高等学校又は専修学校高等課程に在学するものが、やむを得ない事由により一時的に東京都の区域外に住所を有する場合。
  - (2) 貸付けを開始する月の初日に、貸付けを受ける者を所得税法第2条第1項第33号に規定する同一生計配偶者若しくは同項第34号に規定する扶養親族とする者又はこれらに準ずる者として理事長が定めるものが、職務上のやむを得ない事由により一時的に東京都の区域外に住所を有する場合。
- (奨学生の貸付額等)
- 第4条 奨学生の貸付額は、別表第1に掲げる額とする。
- 2 奨学生を貸し付けることができる期間は、貸付けを開始する月から奨学生が在学する学校等の修業年限の終わる月までとする。
- (奨学生の申込及び推薦)
- 第5条 奨学生の貸付けを受けようとする者(以下「申込者」という。)は、この規程に基づく育英資金貸付事業要綱(以下「要綱」という。)で定める申込書を校長を経由して、理事長に提出するものとする。
- 2 校長は、前項の申込書を受領した場合で、この規程に定める借受け資格の要件に適合し、奨学生として適當と認めたときは、当該申込書に推薦所見を添えて提出するものとする。
- (申込時の連帯保証人)
- 第6条 申込者は、次の要件を備えた連帯保証人を一名立てなければならない。
- (1) 申込者の父若しくは母又はこれらに準ずる者であること。
  - (2) この奨学生の貸付けに伴う債務を保証する能力があること。
- 2 前項の連帯保証人が日本国籍を有しない場合にあっては、第3条第2項各号のいずれかに該当するものでなければならない。
- 3 前二項の規定にかかわらず、これらの規定に規定する要件を備えていない者であっても、理事長が適當と認めたときは、その者を連帯保証人とすることができます。
- 4 理事長は、連帯保証人を適當でないと認めたときは、その変更を求めることができる。
- (奨学生の選考)
- 第7条 理事長は、申込者から第5条の規定により申込書の提出があった場合は、第9条に規定する委員会の議を経て、奨学生貸付けの可否を決定し、申込者に通知する。
- (選考基準)
- 第8条 前条の規定により、奨学生を決定する基準は、次に掲げるところにより毎年度別に定める。
- (1) 勉学意欲 勉学の意思があり、学業を確実に修了する見込みがあると校長が認める者

であること。

- (2) 家計状況 学資が十分得られない程度に困窮していること。

(選考委員会)

第9条 奨学生の選考の公正を期すため、財団に選考委員会を置く。

2 選考委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

### 第3章 貸付

(学業状況等の報告)

第10条 校長は、奨学生の受領資格（奨学生を借り受ける資格をいう。以下同じ）、奨学生の学業状況その他別に定める事項について、理事長に報告するものとする。

(届出事項)

第11条 奨学生又は連帯保証人は、次の各号のいずれかに該当するときは、要綱で定めるところにより校長を経由して、速やかに理事長に届け出るものとする。

- (1) 奨学生又は連帯保証人が住所又は氏名を変更したとき。
- (2) 奨学生又は連帯保証人が死亡し、又は住所が不明になったとき。
- (3) 奨学生が、休学、復学、転校又は退学したとき。
- (4) 奨学生が、疾病による長期の入院、留学等で通学できなくなったとき。
- (5) 奨学生又は連帯保証人が、日本国籍を取得し、又は日本国籍から離脱したとき。

(奨学生の打切り)

第12条 理事長は、奨学生が次の各号のいずれかに該当するときは、奨学生の貸付けを打ち切ることができる。

- (1) 第3条第1項第3号又は第4号に該当しなくなったとき。
- (2) 東京都の区域外に転出したとき。
- (3) 死亡したとき。
- (4) 奨学生の貸付けを辞退したとき。
- (5) 不正な手続により奨学生の貸付けを受けたとき。
- (6) 修学する上で必要な学資以外の用途に奨学生を使用したとき。
- (7) 休学した奨学生が、2年以内に復学しない場合又は復学する見込みがないとき。
- (8) 留年が連續2回に及んだとき。
- (9) 第10条に規定する報告において、受領資格又は勉学意欲が確認されないとき。
- (10) 前各号に掲げるもののほか、奨学生を貸し付けることが適当でないと理事長が認めるとき。

(奨学生の休止)

第13条 理事長は、奨学生が次の各号のいずれかに該当するときは、奨学生の貸付けを休止することができる。

- (1) 奨学生が休学したとき。
- (2) 奨学生が留年したとき（ただし、校長が留年した奨学生について次年度の学業成果を認めの場合を除く。）。
- (3) 奨学生が停学となったとき。
- (4) 奨学生が在学中に留学したとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、奨学生の貸付けを休止することが適当であると理事長が認めたとき。

2 前項の規定により奨学生の貸付けを休止することができる期間は、その事実の発生した日の前日の属する月の翌月から、その事実の終了する日の属する月までの期間とする。ただし、

前項第2号に規定する期間は、進級すべき日の属する月から進級した日の属する月の前月までの期間とする。

- 3 第1項第2号ただし書により継続して貸し付けた期間は、修業年限に含むものとする。

#### 第4章 返還

##### (借用証書)

第14条 奨学生は、貸付けを受けるべき奨学金の全額を受領したときは、借用証書に奨学金の返還計画を添えて、要綱で定める日までに校長を経由して理事長に提出するものとする。

- 2 校長は、前項の要綱で定める日までに、奨学生の奨学金の貸付総額を確認するとともに、奨学生から提出された借用証書を理事長に提出するものとする。
- 3 理事長は、奨学生が第1項の要綱で定める日までに借用証書を理事長に提出しないときは、奨学金の貸付総額を一括して返還することを請求することができる。

##### (借用証書提出時の連帯保証人)

第15条 借用証書には、連帯保証人二人が連署しなければならない。

- 2 前項に規定する連帯保証人のうち一人は、第6条に規定する連帯保証人とする。
- 3 第1項の連帯保証人のうち、前項の連帯保証人（以下「第一連帯保証人」という。）を除く他の一人は、次の要件を備えた者でなければならない。
- (1) 第6条第1項第1号に該当する者でないこと。
  - (2) 職業を有し、独立の生計を営んでいること。
  - (3) 奨学金の貸付けを受けた者（以下「借受者」という。）又は第一連帯保証人と生計を同一にする者でないこと。
  - (4) 奨学金の返還について保証する能力があること。
  - (5) 未成年者でないこと。
  - (6) 奨学金の貸付けを終了した日において満65歳を超えないこと。
  - (7) 日本国籍を有しない場合は、第3条第2項に該当する者であること。
- 4 前項第2号に規定する職業要件については、借用証書の提出時に限るものとする。
- 5 第6条第3項及び第4項の規定は第1項の連帯保証人について準用する。

##### (奨学金の利子)

第16条 奨学金は無利子とする。

##### (返還方法及び返還期間)

第17条 奨学金の借受者は、当該奨学金の貸付けの対象となる期間が満了する月の翌月から起算し6月を経過した後、次項及び第3項で定めるところにより、返還しなければならない。ただし、借受者は、当該奨学金の全部又は一部を繰り上げて返還することができる。

- 2 奨学金の返還期間は、奨学金の貸付総額を、別表第2左欄の貸付総額の区分に対応する同表右欄の年賦基準額で除した期間（その間に1年未満の端数があるとき、又はその期間が1年未満であるときは、その端数期間又はその1年とする。）とする。ただし、借受者が希望する場合は、これより短い期間を返還期間とすることができます。
- 3 奨学金は、年賦、半年賦により返還するものとし、返還すべき日（以下「払込期限」という。）は要綱で定める。
- 4 理事長は、奨学金の借受者が次の各号のいずれかに該当するときは、奨学金の貸付総額の全部又は一部について繰上返還を求めることができる。
- (1) 修学する上で必要な学資以外の用途に奨学金を使用していたとき。
  - (2) 不正な手続により奨学金の貸付けを受けていたとき。
  - (3) 第20条に規定する届出を怠ったとき。

(4) 第1項(ただし書を除く。)に規定する奨学金の返還を怠ったとき。

5 借受者が次条の規定による督促等を受けても、返還を遅滞した奨学金を返還しないとき又はその他必要があると理事長が認めるときは、通知・催告を要さず第1項から第3項までの期限の利益を喪失する。この場合において、理事長は、借受者及び連帯保証人(以下「借受者等」という。)に対し、直ちに貸付総額から返還済みの額を除いた額(以下「返還未済額」という。)の全部の返還を請求することができる。ただし、第21条各号又は第22条第1項各号に該当する場合はこの限りでない。

(督促)

第18条 借受者が、返還金を要綱で定める払込期限までに返還しないときは、返還を督促するものとする。

(違約金)

第19条 理事長は、借受者が奨学金の返還を遅滞した場合は、払込期限の翌日から払込日までの期間の日数に応じ、その遅滞した額に年5パーセントの割合を乗じて得た額を違約金として請求するものとする。ただし、奨学金の借受者が、災害その他やむを得ない事由により奨学金の返還を遅滞したと認められるときは、その違約金の全部又は一部を免除することができる。

2 前項に定める違約金額に千円未満の端数があるとき又はその金額が千円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てるものとする。

(届出事項)

第20条 借受者又は連帯保証人は、次の各号のいずれかに該当するときは、要綱で定めるところにより、速やかに理事長に届け出るものとする。

(1) 借受者又は連帯保証人が住所又は氏名を変更したとき。

(2) 借受者又は連帯保証人が死亡し、又は住所が不明になったとき。

(3) 借受者又は連帯保証人が日本国籍を取得し、又は日本国籍から離脱したとき。

(返還金の減免)

第21条 理事長は、借受者が次の各号のいずれかに該当するときは、返還金の全部又は一部を免除することができる。

(1) 死亡したとき。

(2) 精神又は身体の障害により、労働能力を喪失し、又は労働能力に高度の制限を受けることとなつたとき。

(3) 次条第1項第1号から第3号までに該当して引き続き5年以上返還を猶予した場合で、なお将来にわたって返還の見込みがないとき。

(4) 前各号に掲げる場合のほか特に必要があると理事長が認めたとき。

(返還金の猶予)

第22条 理事長は、借受者が次の各号のいずれかの事由により奨学金の返還が困難と認められるときは、返還を猶予することができる。

(1) 災害(偶発事故を含む。)により損害を被ったため返還が困難と認められるとき。

(2) 長期の疾病、傷病により返還が困難と認められるとき。

(3) 経済上の事由により返還が困難と認められるとき。

(4) 学校に在学中又は進学準備中であるとき。

(5) 前各号に掲げる場合のほか、やむを得ない理由があるとき。

2 返還を猶予する期間は、1年以内とする。ただし、理由となる事実が継続している場合には、重ねて猶予することができる。

(返還方法の変更)

第23条 理事長は、借受者の申し出により第17条の返還方法の変更を承認することができる。  
ただし、変更後の返還計画は、借受者が満66歳に達する日前に返還を終了するものでなければならない。

(返還金の減免・猶予の基準)

第24条 第21条及び第22条に定める返還金の減免及び返還の猶予については、別に定める基準によるものとする。

(返還の強制)

第25条 借受者等が第18条の規定による督促等を受けても奨学金を返還しない場合において理事長が必要と認めるときは、別に定めるところにより民事訴訟法(平成8年法律第109号)第7編督促手続及び民事執行法(昭和54年法律第4号)その他強制執行の手続に関する法令に定める手続を行うものとする。

(返還未済額の全部の返還の強制等)

第26条 借受者等が、理事長が指定した日(以下「指定期限」という。)までに返還未済額の全部の返還を行わないときは、その遅滞している返還未済額の全部の額につき違約金を請求するものとする。この場合において、第19条を準用する。

2 借受者等が、返還未済額の全部及び違約金等の返還の請求を受けてもその返還を行わないときは、前条の規定を準用する。

(返還金等の充当順位)

第27条 借受者に、返還金のほかに違約金及び督促費用を請求する場合において、その者から支払われた額がその全額に満たないときは、督促費用、違約金、返還金の順に充当する。

(債権放棄)

第28条 理事長は、奨学金返還金の債権放棄を行うときは、別に定める基準に基づき行うものとする。

## 第5章 雜 則

(補助金)

第29条 財団は、東京都育英資金貸付事業の実施に当たり、東京都から補助金の交付を受ける場合は、東京都が定める補助金交付要綱に基づき、所定の手続を行うものとする。

(規程の改廃)

第30条 この規程の改廃は、理事会の承認を経て理事長が行う。

(委任)

第31条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

## 附 則

(施行日)

1 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日(平成23年4月1日)から施行する。

(財団法人東京都私学財団育英資金貸付事業規程の廃止)

2 公益財団法人東京都私学財団に移行した特例財団法人東京都私学財団及び同法人に移行した財団法人東京都私学財団が施行した育英資金貸付事業規程(平成17年4月1日制定)(以下「旧規程」という。)は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この規程の施行前に、旧規程に基づき奨学生の貸付けを受けている者又は奨学生の貸付けを受けた者で奨学生の返還を終了していない者については、なお従前の例による。
- 4 平成 23 年 3 月 31 日現在学校に在学する者で、新たに奨学生の貸付けを受けようとする者の貸付額については、旧規程を適用する。

#### 附 則

- 1 この改正規程は、平成 30 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 この改正規程第 3 条第 1 項第 2 号及び第 3 条第 3 項第 2 号の規定は、同年 7 月 4 日から適用する。
- 3 この改正規程第 19 条第 1 項の規定は、同年 8 月 31 日から適用する。
- 4 この改正規程第 19 条第 1 項の規定は、この規定の適用日以後の期間に対応する違約金の額の計算について適用し、同日前の期間に対応する違約金の額の計算については、なお従前の例による。

別表第 1 (第 4 条関係)

区分	奨学生の種類	貸付額(月額)
高等学校	国、地方公共団体又は国立大学法人(国立大学法人法(平成 15 年法律第 112 号)第 2 条第 1 項に規定する国立大学法人をいう。以下同じ。)が設置する高等学校の生徒	18,000 円
	私立の高等学校の生徒	35,000 円
	国、地方公共団体又は国立大学法人が設置する高等学校の生徒のうち交通遺児である者	35,000 円
	私立の高等学校の生徒のうち交通遺児である者	40,000 円
高等専門学校	国、地方公共団体、独立行政法人国立高等専門学校機構又は公立大学法人(地方独立行政法人法(平成 15 年法律第 118 号)第 68 条第 1 項に規定する公立大学法人をいう。以下同じ。)が設置する高等専門学校の生徒	18,000 円
	私立の高等専門学校の生徒	35,000 円
	国、地方公共団体、独立行政法人国立高等専門学校機構又は公立大学法人が設置する高等専門学校の生徒のうち交通遺児である者	35,000 円
	私立の高等専門学校の生徒のうち交通遺児である者	40,000 円
専修学校の高等課程	国、地方公共団体又は国立大学法人が設置する専修学校の高等課程の生徒	18,000 円
	私立の専修学校の高等課程の生徒	35,000 円
	国、地方公共団体又は国立大学法人が設置する専修学校の高等課程の生徒のうち交通遺児である者	35,000 円
	私立の専修学校の高等課程の生徒のうち交通遺児である者	40,000 円

専修学校の専門課程	国、地方公共団体又は国立大学法人が設置する専修学校の専門課程の生徒	45,000 円
	私立の専修学校の専門課程の生徒	53,000 円

備考

- 1 交通遺児とは、交通事故（交通安全対策基本法（昭和45年法律第110号）第2条に規定する陸上交通、海上交通及び航空交通における事故をいう。）により死亡し、又は後遺障害（自動車損害賠償保障法施行令（昭和30年政令第286号）別表第1第一級及び第二級、別表第2第一級から第四級までに該当する後遺障害又はこれと同程度のものをいう。）を受けた父若しくは母又はこれらに準ずる者に扶養されていた者をいう。
- 2 高等学校及び専修学校の高等課程の生徒（交通遺児を除く。）のうち、やむを得ない理由により自宅外通学をする者については、貸付額を5,000円増額することができる。

別表第2（第17条関係）

貸付総額	年賦基準額
200,000円以下のもの	30,000円
200,000円を超える400,000円以下のもの	40,000円
400,000円を超える500,000円以下のもの	50,000円
500,000円を超える600,000円以下のもの	60,000円
600,000円を超える700,000円以下のもの	70,000円
700,000円を超える900,000円以下のもの	80,000円
900,000円を超える1,100,000円以下のもの	90,000円
1,100,000円を超える1,300,000円以下のもの	100,000円
1,300,000円を超える1,500,000円以下のもの	110,000円
1,500,000円を超える1,700,000円以下のもの	120,000円
1,700,000円を超える1,900,000円以下のもの	130,000円
1,900,000円を超える2,100,000円以下のもの	140,000円
2,100,000円を超える2,300,000円以下のもの	150,000円
2,300,000円を超える2,500,000円以下のもの	160,000円
2,500,000円を超える3,400,000円以下のもの	170,000円
3,400,000円を超えるもの	総額の20分の1

備考

国、地方公共団体又は国立大学法人が設置する高等学校又は専修学校の高等課程に在学して奨学金の貸付けを受けた者の貸付総額は、私立の同種の学校に当該期間在学した場合に貸付けを受けることとなる奨学金の額により計算した貸付総額とする。

